

環境への取り組みに関するお知らせ

ソニー銀行株式会社(代表取締役社長:石井 茂/本社:東京都港区/通称:ソニーバンク)は、環境保全活動の一環として「**グリーン電力証書システム**」(※1)を導入し、2008年4月より、使用する全ての電力(業務委託分を除く)を対象に年間110万 kWh 相当分の「グリーン電力証書」の発行を受けます。また、4月21日(月)より、**ソニーバンク所定の取り扱い投資信託(以下 対象ファンド)を通じて、お客さまが温室効果ガス削減に貢献できる取り組み**を開始しますのでお知らせいたします。

この度の110万 kWh 相当分のグリーン電力証書は、ソニー株式会社の協力を得て、日本自然エネルギー株式会社からソニーバンクに対して発行されます。これにより、ソニーバンクが使用する電力は全て再生可能エネルギーを使用したものとみなされ、邦銀初(※2)の100%“カーボンオフセット銀行”として、年間約400トンの温室効果ガス削減効果をあげる見込みです。

さらに、ソニーバンクでは、対象ファンドを一定額以上お持ちのお客さまに代わって排出権(※3)を購入し日本政府に寄付することで、お客さま一人ひとりが温室効果ガス削減に貢献できる仕組みを考えました。排出権は、ソニーバンクが対象ファンドの販売会社として得る販売手数料や信託報酬の一部を用いて購入するため、お客さまは資産運用を行いながら、環境保全活動に参加することが可能となります。

現在、ソニーバンクでは、環境 ISO 取得に向けて環境マネジメントシステムを構築し、電力使用量やコピー用紙使用量の低減目標値を定めた省エネルギー・省資源活動などを推進しています。ソニーバンクは、金利や手数料などの経済的なメリットだけでなく、環境に対する取り組みなどにおいても、お客さまよりご支持いただける銀行を目指してまいります。

(※1)「グリーン電力証書システム」とは、企業などがコストを負担し、地熱、風力、太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーによる発電を委託する仕組み。発電された電力は、発電施設の地元の電力会社に販売され、発電を委託した企業には、発電および環境負荷削減に貢献した証として「グリーン電力証書」が発行される。これにより、企業は直接発電設備を導入しなくても、再生可能エネルギーによる発電の普及促進に貢献することができ、また発電電力相当分のグリーン電力を実際に利用したとみなされる。

(※2)ソニー銀行調べ(2008年4月1日現在)

(※3)京都議定書に規定されるクリーン開発メカニズム(CDM)から生まれた排出権。発展途上国において温室効果ガス削減プロジェクトを実施し、その削減分を国連の認証を受け、排出権として先進国へ移転することが可能。なお、排出権については、株式会社三井住友銀行より購入を検討中。

以 上

ソニーバンクのサイト | 企業サイト <http://sonybank.net/> サービスサイト <http://moneykit.net/>

©Sony Bank Inc. MONEYKitはソニー銀行株式会社の登録商標です。

報道関係の方からのお問い合わせ先

ソニー銀行株式会社

経営企画部 広報担当:高木・渡辺

〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目9番11号
 Tel 03-6230-5903 Fax 03-5561-1081 press@moneykit.co.jp

ソニー銀行PR事務局 (株)プラチナム:萱沼・西岡

〒107-0052 東京都港区赤坂四丁目15番1号 赤坂ガーデンシティ18階
 Tel 03-5572-6073 Fax 03-5572-6075 sonybank@vectorinc.co.jp

お客さまからのお問い合わせ先

カスタマーセンター **0120-365-723**(フリーダイヤル)

携帯電話・PHS・海外からは **03-6730-2700**(通話料有料)

※番号をお間違えにならないようご注意ください。

※IP電話をご利用の場合、ご入力内容が確認できない場合がございます。

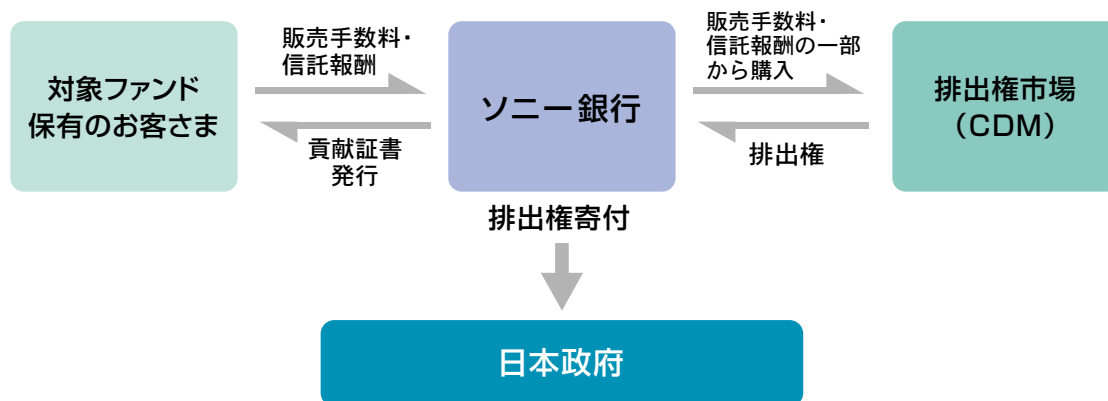
【受け付け時間】平日/9:00~20:00 土・日・祝日(12月31日~1月3日を含む)/9:00~17:00

※年中無休(システムメンテナンス時を除く)

金融商品仲介に関するお問い合わせ 平日/8:30~17:00(土・日・祝日および12月31日~1月3日は休業)

【ご参考】

■ お客さまがソニーバンク所定の対象ファンドを通じて温室効果ガス削減に貢献できる仕組み



対象ファンドを一定額以上お持ちのお客さまに代わって、ソニーバンクが排出権を購入し日本政府に寄付することで、お客さまのカーボンオフセットをサポートします。

対 象 者：残高基準日に、対象ファンドを基準額以上保有のお客さま

対象ファンド：「地球温暖化対策株式ファンド（愛称：青い地球）」2008年4月21日（月）より販売開始

残高基準日：毎年8月末日（2012年まで。初回基準日は2008年8月31日（日））

基準額：2008年については、対象投資信託の純資産残高30万円ごとに1口。

（2009年以降の基準額は変更となる場合があります。また、基準価格の変動などにより純資産残高は変動します。）

排出権購入量：1口あたり排出権1トン

（ご参考：国民1人あたりの二酸化炭素年間排出量は平均約2トン（環境省ホームページより））

*ファンドの詳細は、4月21日（月）以降のサービスサイトをご覧ください。